

# 熊本県公報

号外 第 14 号  
平成 16 年 3 月 26 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県知事選挙と同時に行う旨の告示	(選挙管理委員会) 1
○熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙の選挙期日	( " ) 1
○熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	( " ) 1
○熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙における投票用紙の様式	( " ) 1
○熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙における実費弁償、報酬の最高額	( " ) 2
○熊本県知事選挙と同時に行う熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙の投票の順序	( " ) 3
○熊本県知事選挙と同時に行う熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙の開票の順序	( " ) 3

## 告 示

### 熊本県選挙管理委員会告示第 26 号

熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 119 条第 1 項の規定により、熊本県知事選挙と同時に行う。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

### 熊本県選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項第 3 号の規定により、熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

- 1 選挙の期日 平成 16 年 4 月 4 日
- 2 選挙をすべき議員の数 1 人

### 熊本県選挙管理委員会告示第 28 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

場 所 熊本県菊池総合庁舎大会議室（熊本県菊池市 1272-10）  
日 時 平成 16 年 4 月 6 日 午後 2 時

### 熊本県選挙管理委員会告示第 29 号

投票用紙の様式等の決定について  
平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small>  <b>候補者氏名</b> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-top: 5px;"></div>	<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p>	<p>平成十六年執行熊本県議会議員        菊池郡選挙区補欠選挙投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">         熊本県選          挙管理委          員会之印       </div>
--	---	--

備 考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、ピンク色とし、文字は、黒色とする。
- 3 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 30 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - ニ 宿泊料 （食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
  - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
  - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000 円以内
  - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
  - ロ 専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

**熊本県選挙管理委員会告示第31号**

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙及びこれと同時に行う熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりである。

平成16年3月26日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

- 1 熊本県知事選挙
- 2 熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙

---

**熊本県選挙管理委員会告示第32号**

平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙及びこれと同時に行う熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙における開票は同時に行う。

平成16年3月26日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

